

申請事項の下書きについて

新規に申請していただく場合は、事前に「下書用紙」に入力事項を記入の上、ログインされるとスムーズに入力を進めることができます。申請情報は特に指定がない場合、**基準日現在**で記入してください。

下書用紙は、申請する資格区分ごとにそれぞれ個人業者用、法人業者用があります。

	物品の売買・修繕及び製造の請負、物品の借入れ、施設維持管理業務を除く役務	施設維持管理業務
法人	下書用紙（物品等・法人）	下書用紙（施設・法人）
個人	下書用紙（物品等・個人）	下書用紙（施設・個人）

- * 物品等と施設の両方を申請される方は、物品の「A 本社基本情報の入力」欄及び「F 入力者情報の入力」欄は記入不要です。
- * **下書用紙で申請することはできません。**
- * 資格区分の追加（例：工事に登録済みの者が新たに施設を申請する。）や種目の追加の場合で、本社情報などが変更されている場合は、変更届の提出も行ってください。（既存のデータを修正するために必要です。）